

<h1>静岡市報</h1>	No. 58
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市漁港管理条例及び静岡市風致地区条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例及び静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例・・ 5
- 静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る病状等の定期の報告に関する条例の一部を改正する条例・・ 6
- 静岡市商業の振興に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

規 則

- 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・ 10
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

告 示

- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・26

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市漁港管理条例及び静岡市風致地区条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第1号）

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例及び静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第2号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る病状等の定期的報告に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第3号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市商業の振興に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第4号）

中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第5号）

水道法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市漁港管理条例及び静岡市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第1号

静岡市漁港管理条例及び静岡市風致地区条例の一部を改正する条例

(静岡市漁港管理条例の一部改正)

第1条 静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(静岡市風致地区条例の一部改正)

第2条 静岡市風致地区条例（平成16年静岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例及び静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第2号

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例及び静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例

(静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正)

第1条 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例(平成15年静岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

(静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部改正)

第2条 静岡市中心身障害者ケアセンター条例(平成16年静岡市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第3号

静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関する条例の一部を改正する条例

静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関する条例（平成19年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市商業の振興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第4号

静岡市商業の振興に関する条例の一部を改正する条例

静岡市商業の振興に関する条例(平成23年静岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第51条第1項」を「第61条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第5号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第1号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年1月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「）を」を「）により」に改める。

第7条中「）を」を「）により」に改める。

第10条第1項中「）を」を「）により」に改め、「とともに、その写しにより現に入院措置を受ける者の保護の任に当たっている者に通知する」を削る。

第11条中「）を」を「）により」に改める。

第13条中「）を」を「）により」に改める。

様式第14号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により使用されている文書は、この規則による改正後の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の相当様式により使用された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第2号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年1月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号の表中

「

健康福祉部	福祉総務課	調整係 総務係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生活環境支援係	を
-------	-------	--	---

」

「

健康福祉部	福祉総務課	調整係 総務係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生活環境支援係 臨時特別給付金係	に
-------	-------	---	---

」

改める。

第4条福祉総務課の所掌事務中（37）を（38）とし、（36）を（37）とし、（35）の次に次のように加える。

（36）低所得者支援及び定額減税補足給付金に関すること。

第11条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改め、同条第3項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に、「動物指導第1係」を「動物愛護第1係」に、「動物指導第2係」を「動物愛護第2係」に改め、同条第4項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改める。

第22条第2項中「動物指導センターに動物指導センター所長」を「動物愛護センターに動物愛護センター所長」に改め、同条第3項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改め、同条第4項中「動物指導センター所長」を「動物愛護センター所長」に改め、同条第5項中「動物指導センター所長」を「動物愛護センター所長」に、「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第11条及び第22条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第3号

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年2月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第17条第3項、第23条の6及び第23条の9第2項中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

第27条の次に次の2条を加える。

（中堅所得者等の入居に関する請書）

第27条の2 条例第42条において読み替えて適用する条例第10条第1項第1号に規定する請書は、請書（様式第31号の2）とする。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び納税証明書その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（連帯保証人の資格等）

第27条の3 条例第42条において読み替えて適用する条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人の資格は、住所、生計状況、納税状況等について定めるものとする。

2 入居者（条例第40条の規定により入居させる者をいう。以下この条において同じ。）は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第31号の3）に当該変更に係る前条第2項の規定により添付する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）死亡したとき。

（2）資格を失ったとき。

（3）変更の必要を生じたとき。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、連帯保証人変更承認書（様式第31号の4）を交付する。

4 入居者は、連帯保証人の本籍地、住所若しくは所在地、氏名若しくは名称若しくは代表者

の氏名又は勤務先に変更があったときは、連帯保証人本籍地等変更届（様式第31号の5）に住民票の写し又は戸籍謄本その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、連帯保証人につき不適當な事由があると認めるときは、入居者に対し連帯保証人の変更を命ずることができる。

第28条中「第8条まで」を「第5条まで、第8条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第17条第3項中「第6条」とあるのは、「第27条の2第1項」と読み替えるものとする。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第7号から第9号までを次のように改める。

様式第7号から第9号まで 削除

様式第28号の4を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第31号の次に次の4様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

告 示

静岡市告示第48号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月29日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

介護保険料の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長
	株式会社ローソン代表取締役
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長
	山崎製パン株式会社代表取締役社長
	ミニストップ株式会社代表取締役
	株式会社ポプラ代表取締役社長
	株式会社セイコーマート代表取締役
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役
	LINE Pay株式会社代表取締役
	PayPay株式会社代表取締役
	ビリングシステム株式会社代表取締役
	株式会社NTTドコモ代表取締役
	株式会社みずほ銀行代表取締役
KDDI株式会社代表取締役社長	

を

「

介護保険料の収納事務	株式会社NTTデータ
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ローソン
	株式会社ファミリーマート
	山崎製パン株式会社

	ミニストップ株式会社	
	株式会社ポプラ	
	株式会社セイコーマート	
	株式会社しんきん情報サービス	に
	LINE Pay株式会社	
	PayPay株式会社	
	ビリングシステム株式会社	
	株式会社NTTドコモ	
	株式会社みずほ銀行	
	KDDI株式会社	
	楽天ペイメント株式会社	

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。